

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
2023年度第4回臨時理事会議事録

日 時 2024年1月24日(水) 13:30~15:00
場 所 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(オンラインにて開催)
理事総数 14名
出席者 理事 浅川伸、伊東卓、岩田史昭、沖野眞已、小幡(成瀬)純子、
(全員オンラインで出席) 鹿島丈博、宍戸一樹、高杉重夫、竹下啓介、玉川敏彦、
藤原正樹、松本泰介、八木由里(13名)
監事 川原貴、辻居幸一
事務局 高杉重夫、小川和茂、恒石直和、竹内映
欠席者 田口亜希
議事録作成者 高杉重夫(事務局長)

2023年度第4回臨時理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2024年1月17日に電磁的方法をもって招集された。沖野代表理事より、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることのできる理事14名中13名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨及び出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意思表示ができることを確認した。

【議決事項】

第1号：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構在り方検討会議の設置の件(資料5、6)

高杉執行理事より資料5、6に基づき説明があり、沖野代表理事から補足説明があった後、全会一致で承認可決した。

【議決事項】第2号：スポーツ仲裁・調停等事業・専門員の契約条件等の件(資料2)

高杉執行理事より資料2に基づき説明があり、全会一致で承認可決した。

【議決事項】第3号：2024年度スポーツ庁委託事業に係る報酬の件(資料3)

高杉執行理事より資料3に基づき説明があり、全会一致で承認可決した。

【報告事項】第1号：2023年度事業報告(中間報告)の件(資料1)

伊東執行理事、岩田執行理事、高杉執行理事、八木執行理事より資料1に基づき報告があり、事務局と沖野代表理事から補足説明があった。

この他、恒石仲裁調停専門員よりテクノサイエンス社関係の訴訟の状況の報告、高杉事務局長からスポーツくじ助成に関する事業の上限額改定の協議状況の報告があった。

【質問、意見及びその他報告事項等】

【議決事項 第1号について】

川原 監事：機構設立以来関わっているが、在り方の検討は必要だと思うので、ぜひ進めてほしい。

宋戸 理事：単に意見を述べるだけではなく、実際に機構を改革していくという実行性のある具体的な提言が出来たら良いのではないかと思う。これまでも将来構想検討委員会で色々と検討してきたが、最終的に財務上の問題で実行できないことがあったので、今回はその財務的な問題を解決できる方を委員に加えていただきたい。政府系、統括団体の関係者等含め、検討後実際に予算措置まで持っていけるよう橋渡しまでコミットすることができる方が委員になるということが望まれる。少なくとも本気で変えていくというメンバーやこのメンバーが入ると政府や統括団体も動くというような方を人選すると良いのではないか。

沖野代表理事：実行性のある検討結果を出せるようにメンバーは人選していかなければならないと考えている。

松本 理事：これまで将来構想検討委員会で財務的な議論してきた。会議のメンバーに統括団体の方が入っていることから、統括団体からの会費増額検討するのか、それとも他の方法も検討するのかという会議の方向性について確認したい。

高杉 理事：財政面の検討をする場合、統括3団体の関係者が入らない形での検討会議というのは難しいと考えている。ただ、そのことが会費増額を認めらうという方向に検討が限られるのか言うのと、設置形態によってもお金の入り方異なってくるので、様々な設置形態の団体などを参考にして、どのような在り方がいいのかということの前広に議論できたらと考えている。安定的に仲裁・調停業務を行うことのできる体制にするにはどうしたらよいかということが大前提

松本 理事：運営、財務は重要な問題だと感じていた。

沖野代表理事：将来にわたって安定的に運営できるようにするには、どのような方法があるのか検討していきたい。

八木 理事：これまでの仲裁人への報酬額は低いと感じていた。また、仲裁人候補者の女性比率や仲裁調停専門員への女性の登用についても気になっている。専門員の地位の安定とともに選考方法について検討していただけると良いのではないか。

沖野代表理事：十分考慮しなければならない事項だと思う。

松本 理事：会議のメンバーに立候補したい。

沖野代表理事：事務局と相談して決定させていただきたい。

【報告事項 第1号について】

小幡理事：自動応諾条項のJOC加盟団体の未採択・未回答の団体は、どのような団体なのか。

岩田理事：未回答は、ワールドスケートジャパン、スキーウェークボード、未採択は、サッカー協会である。

高杉理事：未回答となっているが、ワールドスケートジャパンについては、被申立人となったことがあり、自動応諾条項を採択していたと記憶している。

浅川理事：スポーツ庁委託事業（コンサルティング活動）について。現状はどのような状況となっているのか、事業従事者に過度な負担が生じていないか。来年度以事業は拡大していく見通しがあるのか。

高杉理事：来年度も実施が見込まれる。ただ問題は委託事業の公募開始が遅れると事業開始も遅くなるため十分な活動期間が取れない状況で、この点は懸念事項である。

恒石仲裁調停専門員：メンターの派遣は、外部有識者も含め対応しているので、人材は一応は足りているという状況。ただ、スポーツ団体は、研修会や会議の時期が年度の前半に設定しているところが多く、公募が遅れ委託契約締結が遅れると、実施スケジュールにもかなり影響してくる事業ではある。

八木理事：バドミントン協会の自動応諾条項の採択状況についてどうなっているのか。

高杉理事：協会の執行部の交代もあり、再度採択したとの申し出があり復帰している。

宍戸理事：私が仲裁人がかかわった事件。バドミントン協会が理事会承認で自動応諾条項採択していたものを申立てが行われる直前に、理事会決議でもって自動応諾条項を止めることにしたというのが最初の離脱の経緯だったと記憶している。今回の再採択は理事会での応諾するという宣言にとどまるものなのか、規程にきちんと記載されているものなのか確認させていただきたい。

高杉理事：理事会決定での採択との通知が来ている。団体によっては自動応諾条項について、きちんと規程に記載されていない団体も多々見受けられるので、今後の対応は必要かと思う。

松本理事：代表選考のみに限るとか自動応諾の及ぶ範囲について、毎年きちんと可視化できるような形にした方が全員の認識が上がって良いのではないかと思う。

沖野代表理事：松本理事のご指摘のとおり、自動応諾条項の範囲・中身についてもデータの整理ができれば良いと考えている。

岩田理事：なぜ自動応諾条項を採択しなければならないのかというのをもっと都道府県協会等には啓発していかなければならない。これはJ S P Oの役割でもある

とも考えている。都道府県体育協会は、処分など関係ないと思っているところもあるが、国体の選手派遣の決定は体協が行なっており、確実に関係してくる。

まだきちんと確認はしていないのだが、自動応諾条項の採択状況のアンケートに未回答の場合「すでに採択済みのご連絡をいただいている場合は、採択済みとさせていただきます」との記載がJ S A AのHPにあるということで、回答していない団体もある可能性がある。J S A AのHPへの記載の仕方、調査の仕方をもう少し厳格にするなど、今後の調査方法等について相談させていただきたい。

高杉理事：承知した。

浅川理事：世界アンチドーピング規程の改定が6年に1度のサイクルで実施されているが、2027年1月からの新しいルールの改定に向けて、すでに2023年から大枠の方向性の提示に対して、ステークホルダーからの意見を徴収するという段階がすでに終了し、国内の関係者からのご意見と原案の共有をさせていただいている。

今後、2024年3月、2025年3月とそれぞれWADAの定例のシンポジウムがローザンヌで開催され、おそらくそこでは改定に向けた大枠の議論と個別具体的なワークショップ的なものが順次開催され、2025年11月であったと思うのだが、世界会議がソウルで開催予定であり、そこで最終承認が行われ2027年1月からの発効というスケジュールで動く予定。

今年の3月のシンポジウムへJ S A Aから職員派遣を想定していると聞いている。こういったグローバルな動きに対しての情報収集及びシンポジウムに参加することによってネットワークの構築にもなるかと思う。スポーツ法関係者も多く集まるものになるので、積極的な人材派遣（予算獲得も含め）の対応を検討していただきたい。

宍戸理事：海外のシンポジウム等への参加に関する費用負担軽減を、もっと積極的に考えていただきたい。

高杉理事：ローザンヌでのシンポジウムへの派遣については、費用面に関して、スポーツ庁担当者とも調整しているところである。

なお、オンラインによる本理事会は通信システムの異常なく終了した。

以上

配布資料

- 資料1 2023年度事業報告（中間報告）
- 資料1-1 JSAA取扱事案数
- 資料2 スポーツ仲裁・調停等事業・専門員の契約条件等について
- 資料3 2024年度スポーツ庁委託事業に係る報酬について
- 資料4 役員名簿
- 資料5 日本スポーツ仲裁機構在り方検討会議の設置について
- 資料5-1 （参考）公益財団法人日本スポーツ仲裁機構在り方検討会議設置要項（案）

上記の通り相違ありません。

2024年2月8日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 沖 野 眞 巳 / s /

監事： 川 原 貴 / s /

監事： 辻 居 幸 一 / s /